

厚生労働省発老0327第1号
令和7年3月27日

都道府県知事
各 市町村長 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金
（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための
福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）交付要綱」により行うこととされ、令和7年4月1日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金 （訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための 福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）交付要綱

（通 則）

- 1 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業及び介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 政 令 第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、特に顕著な人材不足が進んでいる訪問介護等のサービスについて、経験年数の短い者でも安心して働き続けられる環境整備や、地域の特性・事業所規模を踏まえた経営支援、福祉施策と労働施策の連携体制強化等、人材確保の取組に必要な経費の一部を補助することにより、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。
 - （1）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
令和 7 年 2 月 5 日老発0205第 3 号厚生労働省老健局長通知の別紙「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市区町村が補助する事業
 - （2）介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業
令和 7 年 2 月 5 日老発0205第 2 号厚生労働省老健局長通知の別紙「介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第 2 欄に定める種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - （1）3（1）の事業のうち「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」（平成21年厚生労働省告示第83号）の第 1 号に定める地域又は「厚生労働大臣が定める地域」（平成24年厚生労働省告示第120号）に掲げる地域に所在する事業所が行う事業に対して都道府県又は市区町村が補助する事業
 - ア 次の表の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と都道府県又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方

の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3 (1) の事業のうち4 (1) に該当しない事業所が行う事業に対して都道府県又は市区町村が補助する事業

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（間接補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県又は市区町村が補助した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 3 (2) の事業

ア 次の表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
訪問介護等サービス提供体制確保支援事業	研修体制の構築の支援、その他人材確保体制構築に必要な支援、経営改善の支援、登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援、介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援、その他経営改善に必要な支援	厚生労働大臣が必要と認めた額	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	2 / 3
	中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援	厚生労働大臣が必要と認めた額	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3 / 4

	経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援、小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援	厚生労働大臣が必要と認めた額	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	4(1)の場合 3/4 4(2)の場合 2/3
介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制強化事業	(1) 介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護人材確保のための連携協議会の設置及び運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	2/3
	(2) 介護人材確保に関する求職イベントの実施支援	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護人材確保に関する求職イベントの実施支援に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	2/3
	(3) その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援	厚生労働大臣が必要と認めた額	その他介護人材の確保・定着に必要と考えられる支援に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	2/3

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第

1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 都道府県及び市区町村は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合は、(1) から (7) に掲げる条件と間接補助事業者が地方公共団体以外の場合には「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに都道府県知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において (1) から (4) 及び (6) 中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、(5) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- (12) 市区町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合は、(1) から (7) に掲げる条件と「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、別紙様式第 5 により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに市区町村長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控

- 除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市区町村に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において（１）から（４）及び（６）中「厚生労働大臣」とあるのは、「市区町村長」と、（５）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「市区町村長の承認」と読み替えるものとする。（１３）（１１）又は（１２）により付した条件に基づき、都道府県知事又は市区町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- （１４）間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、別紙様式第５による報告書に関係書類を添えて速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

（申請手続）

- ６ この補助金の交付の申請は、別紙様式第２による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- ７ この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第３による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- ８ 厚生労働大臣は６又は７に定める申請書が到達した日から起算して、原則として２月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- ９ 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- １０ この補助金の事業実績報告は、別紙様式第４による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度６月末日（ただし、５の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日。）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

- １１ 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える

補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により 4、6、7 及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。